

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成25年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月7日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成25年2月15日（金）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算について
 - (2) 平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）について
 - (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて

○平成25年2月15日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐	藤	修	二	君
2番	江	澤	眞	一	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君
5番	望	月	清	義	君

平成25年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成25年2月15日（金曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 会議録署名議員の指名

3. 会期の決定

4. 諸般の報告

5. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

6. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

7. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	江	澤	眞	一	君
1番	佐	藤	修	二	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蕨	和	雄
副管理者	小坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤	實
主幹	関口喜	好
総務課長	門山孝	雄
施設管理課長	齋藤雅	文
会計管理者	石渡	章

○構成市町出席職員

佐倉市環境部部長	渡辺	尚	明
酒々井町経済担当	幡谷	公	生
佐倉市環境部廃棄物対策課長	富永	文	敏

○議会事務局出席職員氏名

總務課長
庶務係
坂上雅敏

○連絡員

施設管理課
課長補佐
(施設係長)
中村宏之

総務課
副主査
櫻井江里佳

総務課
主任主事
高石潤一

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時38分)

○議長（望月清義君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成25年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、江澤眞一議員、村田穰史議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日としたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（望月清義君） 諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議案の上程

○議長（望月清義君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いいたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(望月清義君) 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(蕨 和雄君) 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。ただいまから本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は平成25年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成25年度におきましても引き続きごみの適正処理を確保しながら歳出の抑制に取り組んでおります。予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は13億3,266万2,000円で、前年度に比べて3,207万5,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費及び施設建設に係る償還金であります公債費でございます。

議案第2号は、平成24年度清掃組合一般会計補正予算(第2号)であります。今回の補正額は1,591万9,000円の減額補正であります。その主なものは、ごみ搬入量の減量によるごみ処理手数料の減額でございます。また、職員の退職による人件費の減額及び一般競争入札の結果、差金が発生したことによる減額でございます。以上のことに伴い、財政調整基金積立金を1,242万4,000円増額し、24年度積立金総額を1,251万円にいたそうとするものでございます。

議案第3号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、1月から12月までの暦年で付与している年次有給休暇を千葉県及び佐倉市の取り扱いと同様に4月から翌年3月までの年度付与に変更する

こととし、職員の採用、退職及び4月人事異動のサイクルに合わせて管理しようとするものであります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についての専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることに伴い、共同処理に関する規定等の改正による協議を求められ、同意したものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決及び承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（望月清義君） 事務局より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實君） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号 平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算。

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,266万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係

る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月15日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億3,998万8,000円、2款使用料及び手数料3億6,522万5,000円、3款国庫支出金1,000円、4款財産収入8万9,000円、5款繰入金4,200万円、6款繰越金1,000万円、7款諸収入7,535万9,000円、歳入合計13億3,266万2,000円でございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。1款議会費28万2,000円、2款総務費1億5,432万8,000円、3款衛生費9億5,107万5,000円、4款公債費2億2,488万8,000円、5款諸支出金8万9,000円、6款予備費200万円、歳出合計13億3,266万2,000円でございます。

6ページをごらんください。平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。本年度予算と前年度予算の比較を載せてございます。右側の比較の欄をごらんください。1款分担金及び負担金は131万7,000円の減額、2款使用料及び手数料は931万円の減額、4款財産収入は3,000円の増額、5款繰入金4,200万円の増額、6款繰越金500万円の増額、7款諸収入430万1,000円の減額でございます。歳入合計といたしましては、3,207万5,000円の増額でございます。

7ページをごらんください。歳出でございます。表の中央にございます比較の欄をごらんください。1款議会費は9万5,000円の減額、2款総務費は1,396万3,000円の減額、3款衛生費は4,713万円の増額、5款諸支出金は3,000円の増額、6款予備費は100万円の減額、歳出合計といたしましては、3,207万5,000円の増額となっております。

8ページ、9ページをごらんください。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節組織市町負担金につきましては、8億3,998万8,000円でございます。佐倉市の負担金は7億4,639万円、酒々井町の負担金は9,359万8,000円でございます。負担金総額の平成24年度との比較につきましては、131万7,000円の減となっております。負担金の詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては、ごみ処理手数料で3億6,522万5,000円でございます。10キロ当たり350円で、1万435トンの搬入量を見込んでございます。平成24年度との比較につきましては、ごみ搬入量を266トンの減、金額にいたしまして931万円の減額、2.5%の減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につき

ましては、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金といたしまして1,000円でございます。補助金額が確定していないことから、最小限での計上とさせていただきます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子で8万9,000円でございます。

5款繰入金、1項1目1節基金繰入金につきましては、4,200万円でございます。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、1,000万円でございます。

7款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては、1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては、7,535万8,000円で、平成24年度と比較いたしますと430万1,000円の減額、5.4%の減でございます。主なものは、1、鉄、アルミ等の有価物売却収入4,042万7,000円、3、リサイクル品販売収入151万4,000円、10ページ、11ページをごらんください。4、園芸施設に供給しております蒸気使用料264万6,000円、6、売却電力料金3,067万5,000円でございます。平成24年度との比較でございますが、主なものといたしまして、有価物の売却価格の下落等により、有価物売却収入が1,734万9,000円の減額、売却電力量の増加による売却電力料金1,293万1,000円の増額となっております。

14ページ、15ページをごらんください。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費は、28万2,000円でございます。議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。議員報酬及び旅費が主なものでございます。議会会議録作成を職員が行うことにより委託を廃止したため、平成24年度と比較いたしまして9万5,000円の減額、25.2%の減となっております。

18ページ、19ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。経常及び臨時を合わせまして1億5,423万8,000円でございます。平成24年度と比較いたしまして、1,396万3,000円の減額、8.3%の減となっております。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、1億5,385万円でございます。人件費につきましては、情報公開審査委員3名の報酬4万3,000円、特別職2名の給料12万6,000円、再任用職員1名を含む一般職職員17名の給料6,547万9,000円、職員手当等5,651万3,000円及び共済費1,953万4,000円を計上いたしております。

委託料282万9,000円の主なものにつきましては、消防設備保守点検業務委託料120万4,000円及び組合例規集データベース更新業務委託料109万1,000円でございます。

使用料及び賃借料257万4,000円の主なものにつきましては、構内電話賃借料133万3,000円でございます。

下段をごらんください。臨時予算38万8,000円でございます。備品購入費38万8,000円につきましては、5年を経過し、性能が著しく低下しているパソコン3台を交換いたそうとするものでございます。

20ページをごらんください。2項1目監査委員費9万円につきましては、監査委員及び監査事務に要する経費を計上いたしております。監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。

24ページ、25ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。経常及び臨時を合わせまして、9億4,891万9,000円でございます。平成24年度と比較いたしまして、4,712万4,000円の増額となっております。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は8億9,875万1,000円でございます。需用費の8,439万2,000円の主なものにつきましては、光熱水費が3,956万1,000円で、その内訳といたしましては、電気料金2,664万6,000円、水道料金1,189万6,000円、下水道料金101万9,000円でございます。

医薬材料費3,300万3,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料6億2,056万2,000円でございます。主なものにつきましては、各種分析調査業務委託料1,359万円につきましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質等の分析調査業務を委託するものでございます。

ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億2,577万3,000円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。

浸出液処理施設管理業務委託料1,316万7,000円につきましては、浸出液処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。

有価物再資源化処理業務委託料2,045万7,000円につきましては、鉄、アルミ缶等を再資源化する業務を委託するものでございます。

焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料（その1）5,523万円につきましては、A炉及びB炉の飛灰を再生処理及び施設まで運搬する業務を委託するものでございます。

焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料（その2）1億1,869万8,000円につきましては、C炉及びD炉の飛灰を再生処理及び施設まで運搬する業務を委託するものでございます。

焼却残渣収集運搬処理業務委託料3,360万円につきましては、処分場の延命化を図るため、残渣の処理及び収集運搬を委託しようとするものでございます。

ガラスビン収集運搬再生化処理業務委託料2,570万2,000円につきましては、ガラス及びビンの再生化処理及び収集運搬を委託しようとするものでございます。

次に、工事請負費1億9,088万4,000円の主な内容につきましては、ごみ投入クレーン、焼却炉及び廃熱ボイラー、排ガス分析装置、コンプレッサー及び浸出液処理施設等の整備工事を実施するものでございます。

続きまして、臨時予算は5,016万8,000円でございます。委託料808万6,000円の内容でございます。震災廃棄物処理業務委託料1,000円につきましては、震災廃棄物の処理業務を委託いたそうとするものでございますが、震災廃棄物につきましては現在も搬入されているため、廃棄物の種別及び数量が確定しておりませんので、最小単位である1,000円での計上とさせていただきます。

一般廃棄物処理基本計画作成業務委託808万5,000円につきましては、平成19年度に作成いたしました基本計画の見直しでございます。

また、工事請負費4,200万円でございますが、ごみ処理施設機器整備工事等を実施するものでございます。

2目センター運営費215万6,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費を計上いたしております。運営費の主なものは、委託料199万1,000円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車あるいは粗大ごみとしての家具等を再使用するための再生業務を委託するものでございます。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体等で、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センターと随意契約いたそうとするものでございます。

28ページをごらんください。4款1項公債費、1目元金2億792万3,000円につきましては、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う3件の地方債償還金の元金で

ございます。平成24年度と比べまして1.3%の増となっております。

次に、2目利子1,696万5,000円につきましては、元金同様に3件の地方債償還金の利子でございます。平成24年度と比べまして13.6%の減となっております。

1目元金及び2目利子を合わせますと2億2,488万8,000円で、平成24年度と同額でございます。

32ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費8万9,000円でございます。これは、財政調整基金の利子について基金に積み立てたそうとするものでございます。

36ページをごらんください。6款1項1目予備費は200万円でございます。平成24年度と比べまして33.3%の減でございます。

38ページ、39ページをごらんください。平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は7億4,639万円、酒々井町の負担金の合計額は9,359万8,000円で、負担割合はそれぞれ88.86%、11.14%の割合となります。

次に、平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1)、事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出したしております。負担額は、合計で6億5,710万円でございます。負担割合は、佐倉市88.71%、酒々井町11.29%でございます。

(2)、建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、佐倉市89.26%、酒々井町10.74%としており、負担額は合計で2億2,488万8,000円でございます。

(3)、調整負担金4,200万円につきましては、構成市町の財源補填分として、それぞれ事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。

次の40ページから45ページまでは給与費明細書、46ページから47ページは債務負担行為に関する調書、48ページは地方債に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算(第2号)でございます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算(第2号)。

平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,591万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,350万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成25年2月15日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。1款分担金及び負担金に4万6,000円を追加、2款使用料及び手数料から1,610万4,000円を減額、6款諸収入に13万9,000円を追加いたそうとするものでございます。歳入合計、既定額13億6,942万4,000円から補正額1,591万9,000円を減額いたしまして、歳入合計を13億5,350万5,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費から1,012万円を減額、3款衛生費から1,822万3,000円を減額、5款諸支出金に1,242万4,000円を追加いたそうとするものでございます。歳出合計、既定額13億6,942万4,000円から補正額1,591万9,000円を減額いたしまして、歳出合計を13億5,350万5,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加でございます。内容につきましては、清掃組合事務局関係の平成25年度通年業務でございます。平成25年4月1日から業務を行うために平成24年度中に契約事務をいたそうとするものでございます。業務全体の限度額を3億1万9,000円にて事業をいたそうとするものでございます。平成25年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

5ページ以降は、平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。歳入につきましては、8ページからご説明させていただきます。8ページをごらんください。2、歳入でございます。補正項目のみご説明させていただきます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節組織市町負担金につきましては、4

万6,000円の追加補正でございます。内容につきましては、東日本大震災による臨時特例的な支出である公務災害補償等給付費及び大震災に関連する公務災害防止事業費に充てるため、平成24年度に限り特別負担金を納付することになったため、構成市である佐倉市に相当額を負担していただくとするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料のごみ処理手数料は、1,610万4,000円の減額補正でございます。ごみ搬入量が当初予定より約460トン減少する見込みとなったことによるものでございます。

6款諸収入、2項1目1節雑入は、13万9,000円の追加補正でございます。内容につきましては、鉄、アルミ等の売却価格が下落したことによる有価物売払収入の減額、発電量の増加及びP P S（特定規模電気事業者）への売却による電力料金の増額でございます。

10ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。経常及び臨時を合わせまして1,012万円の減額補正でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、964万3,000円の減額補正でございます。2節給料及び3節職員手当等につきましては、職員の退職による減額補正でございます。

13節委託料につきましては、一般競争入札の結果により契約差金が発生したことによる211万7,000円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、8万9,000円の増額でございます。主な内容でございますが、歳入の分担金及び負担金でご説明いたしましたとおり、東日本大震災による臨時特例的な支出である公務災害補償等給付費及び大震災に関連する公務災害防止事業費に充てるため、平成24年度に限り特別負担金4万6,593円を納付することになったためでございます。

続きまして、臨時予算47万7,000円でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料46万円の減額でございます。構内電話設備のリース契約をいたしましたが、一般競争入札の結果により契約差金が発生したことによる減額でございます。

12ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。1,822万3,000円の減額補正でございます。11節需用費の主な内容につきましては、P P S（特定規模電気事業者）から電気購入及び節電に伴う光熱水費の減額並びに焼却

処理施設や最終処分場浸出液処理施設で使用いたします医薬材料が、競争入札による契約単価の減額及び使用量が減少する見込みであるため、減額となるものでございます。需用費全体といたしましては、1,115万5,000円の減額補正でございます。

13節委託料の主な内容につきましては、各種分析調査業務、新設昇降機保守点検業務、場内管理業務、廃乾電池処理業務及び廃蛍光管再資源処理業務について競争入札を行った結果、合わせて381万8,000円の減額となっております。

また、エコセメント化施設の操業停止のため、飛灰を再生化する焼却灰再生化（エコセメント化）処理業務の減額補正、残渣を埋め立て処分する施設の操業停止による焼却残渣収集運搬処理業務の減額補正及び飛灰を他の再生化処理施設に委託したことによる焼却灰収集運搬再生化処理業務委託の増額補正でございます。委託費全体といたしまして678万2,000円の減額補正でございます。

次に、14ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございますが、1,242万4,000円を増額補正し、財政調整基金として1,251万円を積み立ていたそうとするものでございます。平成24年度末財政調整基金残高につきましては3億1,106万9,000円となる予定でございます。

16ページから17ページをごらんください。平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。区分の3番目、公務災害補償基金特別負担金の行をごらんください。佐倉市負担金に4万6,593円が追加となっております。佐倉市の負担金の合計額は、事務事業費負担金5億4,700万8,000円及び建設事業費負担金2億66万8,000円の合計7億4,767万6,000円に4万6,593円を追加し、総額7億4,772万2,593円となります。負担割合は、当初の88.87%から変更はございません。

次に、平成24年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1)、事務事業費負担金及び(2)、建設事業費負担金につきましては、変更がないため、説明を省略させていただきます。

(3)、公務災害補償基金特別負担金4万6,593円の内容につきましては、歳入、分担金及び負担金及び歳出、総務費でご説明いたしておりますので、省略させていただきます。

18ページから23ページまでは給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

24ページをごらんください。債務負担行為で平成25年度以降にわたるものについての

平成23年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成24年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました第2表、債務負担行為補正と同様の内容でございます。

25ページ、26ページをごらんください。付表、平成25年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、4ページの第2表、債務負担行為補正でご説明させていただきました事務局関係の平成25年度通年業務の詳細でございます。平成25年度当初から実施する事業で平成24年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、活性炭入り消石灰購入からリサイクルセンター業務委託（その2）まで計14件を債務負担行為に追加いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年2月15日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。条例の改正内容でございますが、年次有給休暇の取り扱いの変更をいたそうとするものでございます。

年次有給休暇は、1月1日から12月31日までの1年ごとにおける休暇とされております。しかしながら、組合の事業は4月1日から3月31日までの年度単位で行われており、職員の年次有給休暇の付与期間についても、1年単位ではなく、年度単位に一致させる取り扱いのほうが合理的でございます。また、職員の採用または退職は年度切りかえ時期を主としていることから、年次有給休暇の付与日を採用及び退職の時期と一致させることにより、休暇制度の効率的運用や年度による年次有給休暇の計画的取得に寄与することなどから、条例の改正をいたそうとするものでございます。なお、同様の条例改正につきましては、千葉県が平成23年度、構成市である佐倉市が平成24年度から施行されております。以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項、千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。平成25年2月15日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次のページをお開きください。専決第1号 専決処分書。千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年12月17日。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

この案件につきましては、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について専決処分の承認を求めるものでございます。協議の内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることに伴い、総合事務組合規約中、総合事務組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うことに対しての協議でございます。

専決処分の理由でございますが、千葉県市町村総合事務組合は構成市町である佐倉市及び酒々井町においても共同処理を依頼していることから、構成市町の議会を経て協議を行う必要があります。同様の議案を審議されております酒々井町議会において平成24年12月13日に採択、佐倉市議会において平成24年12月17日に採択され、それぞれ可決されております。しかしながら、千葉県市町村総合事務組合への回答期限が平成24年12月17日であることから、議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し、地方自治法第179条に規定される、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを根拠として専決処分をいたしましたものでございます。

なお、清掃組合が依頼しております共同処理事業について、負担金及び事業内容等の変更がないため、規約改正による影響はございません。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（望月清義君） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑につきましては一問一答にてお願ひいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

江澤議員。

○2番（江澤眞一君） よろしくお願ひします。ページで言うと24ページのじん芥処理費の関係ですけれども、この中の委託料のごみ焼却処理施設等管理業務委託料というの

がございますけれども、これが25年度の当初予算ということで、教えていただきたいのですが、24年度はどのくらいの額でやったのかというのと、その入札に関して何社くらいが参加する予定なのかを教えてください。

○議長（望月清義君） 事務局長。

○事務局長（佐藤 實君） 24年度の予算と25年度の予算の比較でございますね。

○2番（江澤眞一君） 24年度決算のほう、差額があるかどうか。

○事務局長（佐藤 實君） 24年度でございますが、2億8,234万5,000円でございます。

○2番（江澤眞一君） これは当初ですか。

○事務局長（佐藤 實君） 24年度当初でございます。

○2番（江澤眞一君） 決算も同じですか。

○事務局長（佐藤 實君） 3年契約でございますので、一緒でございます。

それで、入札の状況でございますが、1社でございます。

○2番（江澤眞一君） 前回も言ったのですけれども、1社だけしか来ないのですかね。

○事務局長（佐藤 實君） 入札という公共の形でやっておりますが、参加は1社という形でございます。

○議長（望月清義君） よろしいですか。

○2番（江澤眞一君） はい。

○議長（望月清義君） 1号議案について、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ほかに質疑はないようですので、質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑は終結いたします。

これより議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(望月清義君) 以上をもちまして平成25年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時30分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

署名議員 江 澤 眞 一

署名議員 村 田 穰 史